

千葉市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

第44条第1項の規定に基づき、国民健康保険一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予（以下「減免等」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「世帯」とは、同一の住居に居住し、生計を一にしている擬制世帯主を含む世帯主と、国民健康保険被保険者である世帯員をいう。

2 この要綱において「見込収入月額」とは、減免等の措置を受けようとする世帯（以下「当該世帯」という。）に属する世帯員の合算収入額について、申請月以後3か月間の平均見込収入月額をいう。

3 この要綱において「基準生活費」とは、生活保護法第8条に基づく生活保護基準額表のうち、収容保護施設基準額、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助、期末一時扶助を除いた各基準額を合算したものをいう。

4 この要綱において「一部負担金所要額」とは、法第42条に定める、療養の給付を受ける場合に国民健康保険被保険者が保険医療機関等に支払うべき一部負担金の額をいう。

5 この要綱において「不足見込割合」とは、次の算式により求めるものとする。

$$\text{見込収入月額} - \text{基準生活費} = \text{医療費充当可能額}$$

$$\text{一部負担金所要額} - \text{医療費充当可能額}$$

$$= \text{一部負担金不足見込額}$$

$$\text{一部負担金不足見込額} \div \text{一部負担金所要額} \times 100$$

$$= \text{不足見込割合}$$

(減免等の措置)

第3条 市長は、当該世帯が次の各号のいずれかに該当することにより、一部負担金の支払いが困難であると認めるときは、当該世帯に属する世帯主（以下「世帯主」という。）

の申請により、別表1の定めるところに基づき、減免等の措置をすることができる。ただし、第5号該当の場合においては、徴収猶予のみ措置をすることができるものとする。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡、若しくは重度の障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) その他前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

(5) 生活保護部局が「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて」（令和6年7月4日付け保国発0704第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に該当する者として決定したとき。

(減免割合)

第4条 一部負担金の減免割合は、次のとおりとする。

区分	減免割合
不足見込割合が0%を超えるとき	25%減額
不足見込割合が25%を超えるとき	50%減額
不足見込割合が50%を超えるとき	75%減額
不足見込割合が75%を超えるとき	免除

(減免等の期間)

第5条 減免の期間は、1か月（暦月）を単位として3か月以内の期間を限って適用する。

- 2 第3条第1号から第4号までの該当による徴収猶予の期間は、3か月以内の一部負担金所要額について、6か月（暦月）以内の期間を限って適用する。
- 3 第3条第5号該当による徴収猶予の期間は、3か月以内の一部負担金所要額について、12か月（暦月）以内の期間を限って適用する。
- 4 同一原因による減免等の期間の更新は、これを行わない。

(減免等の申請)

第6条 世帯主は、減免等の申請をするときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一部負担金減額・免除・徴収猶予に関する医師等の意見書（様式第2号）
 - (2) 収入状況申告書（様式第3号）
 - (3) 給与証明書（様式第4号）
 - (4) 資産申告書（様式第5号）
 - (5) 家賃（地代・間代）証明書（様式第6号）
 - (6) 同意書（様式第7号）
 - (7) 誓約書（様式第8号及び様式第9号）
- 2 次の各号に該当する場合は減免等の措置の対象としない。
- (1) 一部負担金を支払済みの場合
 - (2) 他法又は他制度の適用が可能である場合
 - (3) 保険料を滞納している場合。ただし、保険料の納付相談を行っている場合及び第3条第5号該当の場合は除く。

(審査)

第7条 市長は、前条の申請書及び前条各号の書類を受理したときは、その内容を審査し減免等の適否を決定する。

- 2 市長は、必要と認めるときは、法第113条第1項、第113条の2第1項、及び第2項の規定に基づき、当該世帯等に対して、文書等の提出、又は質問することができ、官公署その他の関係機関に資料の提供等を求めることができる。
- 3 審査にあたっては、被保険者の生活困窮実態を調査し、起因月の前の3か月の平均収入

が基準生活費以下の場合は、別表1の定めに關わらず減免等の措置をすることができる。

(収入額確定報告)

第8条 世帯主は、減免等の申請月から適用終了月における毎月分の収入額確定報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の収入額確定報告を受けたときは、検認を行うものとする。

(減免等の決定通知)

第9条 市長は、第6条による申請を承認したときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書（様式第11号）を、承認しないときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書（様式第12号）により、世帯主に通知しなければならない。

(証明書の交付)

第10条 市長は、減免等を承認したときは、世帯主に対し、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（以下「証明書」という。）（様式第13号）を交付する。

2 証明書の交付を受けた当該世帯が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受けようとするときは、当該証明書を提示しなければならない。

(減免等の変更又は取消)

第11条 市長は、減免の決定を受けた当該世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその承認を変更又は取り消しをし、減免によりその支払いを免れた額の一部又は全部を世帯主に返還させるものとする。

(1) 資力の回復その他事情等の変化により、当該決定をすることが不適当であると認められるとき、又は決定内容に変更が生じたとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

(3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき、又は世帯変更したとき。

2 市長は、徴収猶予の決定を受けた当該世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を変更又は取り消しをし、当該一部負担金の全部又は一部を一時に徴収するものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力等の変化により、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。

(2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

(3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき又は世帯変更したとき。

3 市長は、前2項の規定により減免等の変更又は取り消しをしたときは、世帯主及び保険医療機関等に対し国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書（様式第14号及び様式第15号）又は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書（様式第16号及び様式第17号）をそれぞれ通知するものとする。

(様式)

第12条 様式については別表2のとおりとする。

(公印)

第13条 様式に用いる公印は別表3のとおりとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

別表1

区分	事由	認定基準	適用要件	適用期間
減額・免除	第3条 第1号 に該当する場合	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害等により死亡、若しくは重度の障害者となり、又は重大な損害を受けたとき	平均見込収入月額が基準生活費の115.5%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である世帯	死亡、若しくは重度の障害者となつた、又は家屋及び家財又はその他の資産の損害割合が50%以上の場合
	第3条 第2号 に該当する場合	干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき	平均見込収入月額が基準生活費の115.5%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である世帯	当該世帯員の合算収入額について、起因月前概ね3か月の平均実績収入月額と申請月以後3か月の平均見込収入月額とを比較し、その減少割合が50%以上の場合
	第3条 第3号 に該当する場合	事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき	平均見込収入月額が基準生活費の115.5%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である世帯	当該世帯員の合算収入額について、起因月前概ね3か月の平均実績収入月額と申請月以後3か月の平均見込収入月額とを比較し、その減少割合が50%以上の場合
第3条第1号から第3号の徵収猶予に該当する場合	上記事由のいずれかの理由に該当するとき	平均見込収入月額が基準生活費の115.5%を超える130%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である世帯	上記適用要件のいずれかに該当するとき	申請した日の属する月から3か月の間の一部負担金について適用する (徵収猶予額を、適用から6か月以内に千葉市へ返納する)

第3条第5号 の徴収猶予に 該当する場合	生活保護部局が「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料(税)の徴収猶予の取扱いについて」(令和6年7月4日付け保国発0704第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に該当する者として決定したとき。	申請した日の属する月から3か月の間の一部負担金について適用する(徴収猶予額を、適用から12か月以内に千葉市へ返納する)
----------------------------	---	---

注) 第3条第4号に該当の認定基準等は、この表に準ずるものとする。

別表2

様式番号	様 式 名	摘 要
様式第1号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書	申請書
様式第2号	一部負担金減額・免除・徴収猶予に関する医師等の意見書	保険医療機関(保険薬局)において作成し、申請書の添付書類として提出
様式第3号	収入状況申告書	申請書に添付
様式第4号	給与証明書	申請時に給与明細がない場合に事業所(雇主)が証明
様式第5号	資産申告書	申請書に添付
様式第6号	家賃(地代・間代)証明書	申請書に添付
様式第7号	同意書	申請書に添付
様式第8号	誓約書	(減額・免除)申請書に添付
様式第9号	誓約書	(徴収猶予)申請書に添付
様式第10号	収入額確定報告書	承認後の収入実績額の報告
様式第11号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書	承認決定した場合に世帯主へ通知
様式第12号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書	不承認決定した場合に世帯主へ通知
様式第13号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶	療養の給付を受ける際、保険

	予証明書	医療機関等に提示
様式第 14 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	世帯主への通知
様式第 15 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	保険医療機関等への通知
様式第 16 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	世帯主への通知
様式第 17 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	保険医療機関等への通知

別表 3

様式番号	様 式 名	専用公印
様式第 11 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 12 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 13 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書	区役所保険年金専用市長印 検認専用市印
様式第 14 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 15 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 16 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 17 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	区役所保険年金専用市長印

Chiba Chuo — 国民健康保険異動届出書 — National Health Insurance Application

Deadline: Must be submitted within 14 days of the qualifying event (losing employer insurance, moving in, birth, etc.) | Cost: Free | Penalty: Late enrollment means you still owe premiums from the eligibility date, and medical costs incurred during the gap are not covered.

WHAT TO BRING

>> Enrolling after leaving employer insurance

- | | |
|---|-------------|
| * Certificate of Health Insurance Loss (from former employer) | 健康保険資格喪失証明書 |
| * Residence Card | 在留カード |
| * My Number Card (or My Number notification) | マイナンバーカード |
| Bank passbook & registered seal (for auto-debit setup) | 通帳・届出印 |

>> Enrolling after moving to a new ward

- | | |
|--|-----------|
| * Residence Card | 在留カード |
| * My Number Card | マイナンバーカード |
| Moving-Out Certificate (from previous ward) (If also doing residence registration) | 転出証明書 |

>> Leaving NHI (got employer insurance)

- | | |
|---|-------------|
| * New health insurance card (from employer) | 新しい健康保険証 |
| * NHI qualification confirmation document | 国民健康保険資格確認書 |
| * My Number Card | マイナンバーカード |

COMMON MISTAKES

X Not enrolling within 14 days

-> You owe premiums retroactively from the eligibility date, but medical expenses during the gap are not covered.

X Forgetting to disenroll from NHI after getting employer insurance

-> You will be double-billed for premiums. NHI does not automatically cancel.

X Not bringing the Certificate of Health Insurance Loss

-> The ward office cannot process your enrollment. Ask your former employer to issue this document.

AFTER YOU SUBMIT

1. You receive a qualification confirmation document (資格確認書) — keep this as proof of insurance
2. Monthly premium notices arrive by mail. Pay at convenience stores, banks, or set up auto-debit
3. Dependents can be enrolled on the same form — list all household members
4. Premiums are calculated based on your previous year's income

セクション 1 — Section 1 (Part 1/2)

千葉市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)
第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、国民健康保険一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予（以下「減免等」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)
第2条 この要綱において「世帯」とは、同一の住居に居住し、生計を一にしている擬制世帯主を含む世帯主と、国民健康保険被保険者である世帯員をいう。
この要綱において「見込収入月額」とは、減免等の措置を受けようとする世帯（以下「当該世帯」という。）に属する世帯員の合算収入額について、申請月以後3か月間の平均見込収入月額をいう。
この要綱において「基準生活費」とは、生活保護法第8条に基づく生活保護基準額表のうち、収容保護施設基準額、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助、期末一時扶助を除いた各基準額を合算したものと zwar.
この要綱において「一部負担金所要額」とは、法第42条に定める、療養の給付を受ける場合に国民健康保険被保険者が保険医療機関等に支払うべき一部負担金の額をいう。
この要綱において「不足見込割合」とは、次の算式により求めるものとする。

見込収入月額 - 基準生活費 = 医療費充当可能額
一部負担金所要額 - 医療費充当可能額
= 一部負担金不足見込額
一部負担金不足見込額 ÷ 一部負担金所要額 × 100
= 不足見込割合

(減免等の措置)
第3条 市長は、当該世帯が次の各号のいずれかに該当することにより、一部負担金の支払いが困難であると認めるときは、当該世帯に属する世帯主（以下「世帯主」という。）の申請により、別表1の定めるところに基づき、減免等の措置を受けることができる。ただし、第5号該当の場合においては、徴収猶予のみ措置をすることができるものとする。
震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡、若しくは重度の障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

1 千葉市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

National Health Insurance / To do/perform / Partial

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

2 第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

National Health Insurance

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory.

3 猶予（以下「減免等」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

4 第2条 この要綱において「世帯」とは、同一の住居に居住し、生計を一にしている擬制

[第2条 この要綱において「世帯」とは、同一の住居に居住し、生計を一にしている擬制]

5 2 この要綱において「見込収入月額」とは、減免等の措置を受けようとする世帯（以下

To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

6 「当該世帯」という。）に属する世帯員の合算収入額について、申請月以後3か月間の平

To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

7 のうち、収容保護施設基準額、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助、期末一時扶

[のうち、収容保護施設基準額、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助、期末一時扶]

8 4 この要綱において「一部負担金所要額」とは、法第42条に定める、療養の給付を受

Partial

Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

9 見込収入月額 - 基準生活費 = 医療費充当可能額 [見込収入月額 - 基準生活費 = 医療費充当可能額]

10 一部負担金所要額 - 医療費充当可能額 Partial

Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

11 一部負担金不足見込額 ÷ 一部負担金所要額 × 100 Partial

Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

12 = 不足見込割合 [= 不足見込割合]



セクション 1 — Section 1 (Part 1/2) (continued)

● 千葉市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)
第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、国民健康保険一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予（以下「減免等」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)
第2条 この要綱において「世帯」とは、同一の住居に居住し、生計を一にしている擬制世帯主を含む世帯主と、国民健康保険被保険者である世帯員をいう。

● この要綱において「見込収入月額」とは、減免等の措置を受けようとする世帯（以下「当該世帯」という。）に属する世帯員の合算収入額について、申請月以後3か月間の平均見込収入月額をいう。

● この要綱において「基準生活費」とは、生活保護法第8条に基づく生活保護基準額表のうち、収容保護施設基準額、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助、期末一時扶助を除いた各基準額を合算したものをいう。

● この要綱において「一部負担金所要額」とは、法第42条に定める、療養の給付を受ける場合に国民健康保険被保険者が保険医療機関等に支払うべき一部負担金の額をいう。

5 この要綱において「不足見込額」とは、次の算式により求めるものとする。

● 見込収入月額 - 基準生活費 = 医療費充当可能額
= 一部負担金所要額 - 医療費充当可能額
● 一部負担金不足見込額
● 一部負担金不足見込額 ÷ 一部負担金所要額 × 100
● = 不足見込割合

(減免等の措置)
第3条 市長は、当該世帯が次の各号のいずれかに該当することにより、一部負担金の支払いが困難であると認めるときは、当該世帯に属する世帯主（以下「世帯主」という。）の申請により、別表1の定めるところに基づき、減免等の措置を施すことができる。ただし、第5号該当の場合においては、徴収猶予のみ措置をすることができるものとする。
● 災害、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡、若しくは重度の障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

13 第3条 市長は、当該世帯が次の各号のいずれかに該当することにより、一部負担金の支払いが困難であると認めるときは、当該世帯に属する世帯主（以下「世帯主」という。） To do/perform / Partial

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

14 払いが困難であると認めるときは、当該世帯に属する世帯主（以下「世帯主」という。） Head of household / To do/perform

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household. This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

15 となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。 [となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。]

セクション 1 — Section 1 (Part 2/2)

- となり、又は真実に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
 - (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
 - (4) その他前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。
 - (5) 生活保護部局が「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて」（令和6年7月4日付け保国発0704第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に該当する者として決定したとき。

1 (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由に Other / To do/perform

Use this section for any additional information not covered in other fields This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

2 より収入が減少したとき。 [より収入が減少したとき。]

3 付け保国発0704第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) に該当する者と National Health Insurance / To do/perform

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

4 して決定したとき。 [して決定したとき。]



セクション 1 — Section 1

60-9-36	区分	減免割合
●不足見込割合が0%を超えるとき	2.5%減額	
●不足見込割合が2.5%を超えるとき	5.0%減額	
●不足見込割合が5.0%を超えるとき	7.5%減額	
不足見込割合が7.5%を超えるとき	免 除	

(減免等の期間)

第5条 減免の期間は、1か月(暦月)を単位として3か月以内の期間を限って適用する。

2 第3条第1号から第4号までの該当による徴収猶予の期間は、3か月以内の一部負担金所要額について、6か月(暦月)以内の期間を限って適用する。

●3 第3条第5号該当による徴収猶予の期間は、3か月以内の一部負担金所要額について、12か月(暦月)以内の期間を限って適用する。

4 同一原因による減免等の期間の更新は、これを行わない。

(減免等の申請)

第6条 世帯主は、減免等の申請をするときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 一部負担金減額・免除・徴収猶予に対する医師等の意見書(様式第2号)

(2) 収入状況申告書(様式第3号)

(3) 給与證明書(様式第4号)

(4) 資産申告書(様式第5号)

(5) 家賃(地代・賃料)返済書(様式第6号)

(6) 同意書(様式第7号)

(7) 審査にあたっては、被保険者の生活困窮実態を調査し、起因月の前の3か月の平均収入

(8) 市長は、前条の申請書及び前条各号の書類を受理したときは、その内容を審査し、減免等の適否を決定する。

●9 市長は、必要と認めるときは、法第113条第1項、第113条の2第1項、及び第2項の規定に基づき、当該世帯等に対して、文書等の提出、又は質問することができ、官公署その他に關係する機関に資料の提供等を求めることができる。

●10 審査にあたっては、被保険者の生活困窮実態を調査し、起因月の前の3か月の平均収入

区 分 [区分]

- 1 不足見込割合が0%を超える25%以下のとき [不足見込割合が0%を超える25%以下のとき]
- 2 不足見込割合が25%を超える50%以下のとき [不足見込割合が25%を超える50%以下のとき]
- 3 不足見込割合が50%を超える75%以下のとき [不足見込割合が50%を超える75%以下のとき]
- 4 3 第3条第5号該当による徴収猶予の期間は、3か月以内の一部負担金所要額について、 Partial
Used when making changes to only some family members or partial updates to registration
- 5 猶予申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、
[猶予申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、]
- 6 (3) 保険料を滞納している場合。ただし、保険料の納付相談を行っている場合及び第3条
[(3) 保険料を滞納している場合。ただし、保険料の納付相談を行っている場合及び第3条]
- 7 第7条 市長は、前条の申請書及び前条各号の書類を受理したときは、その内容を審査し
[第7条 市長は、前条の申請書及び前条各号の書類を受理したときは、その内容を審査し]
- 8 2 市長は、必要と認めるときは、法第113条第1項、第113条の2第1項、及び第2
[2 市長は、必要と認めるときは、法第113条第1項、第113条の2第1項、及び第2]
- 9 項の規定に基づき、当該世帯等に対して、文書等の提出、又は質問することができ、官公 To do/perform
This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling
- 10 3 審査にあたっては、被保険者の生活困窮実態を調査し、起因月の前の3か月の平均収入
[3 審査にあたっては、被保険者の生活困窮実態を調査し、起因月の前の3か月の平均収入]



セクション 1 — Section 1

● 基準生活費以下の場合は、別表 1 の定めに従わらず減免等の措置をすることができる。

● (収入額確定報告)
第 8 条 世帯主は、減免等の申請月から適用終了月における毎月分の収入額確定報告書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。
② 市長は、前項の収入額確定報告を受けたときは、検認を行うものとする。

● (減免等の決定通知)
第 9 条 市長は、第 6 条による申請を承認したときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・微収納予承認決定通知書（様式第 11 号）を、承認しないときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・微収納予不承認決定通知書（様式第 12 号）により、世帯主に通知しなければならない。

● (証明書の交付)
第 10 条 市長は、減免等を承認したときは、世帯主に対し、国民健康保険一部負担金減額・免除・微収納予証明書（以下「証明書」という。）（様式第 13 号）を交付する。
② 証明書の交付を受けた当該世帯が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受けようとするときは、当該証明書を提示しなければならない。

● (減免等の変更又は取消)
第 11 条 市長は、減免の決定を受けた当該世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその承認を変更又は取り消しをし、減免によりその支払いを免れた額の一部又は全部を世帯主に返還させることとする。
（1）資力の回復その他事情等の変化により、当該決定をすることが不適当であると認められるとき、又は決定内容に変更が生じたとき。
（2）虚偽の申請その他不正行為がかったとき。
（3）認認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき、又は世帯変更したとき。
② 市長は、微収納予の決定を受けた当該世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を変更又は取り消しをし、当該一部負担金の全部又は一部を一時に微収するものとする。
（1）微収納予を受けた者の資力等の変化により、微収納予を行なう必要がなくなったと認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。
（2）一部負担金の納入を本当に受け取らなかったり受け取らなかったりされたとき。

1 が基準生活費以下の場合は、別表 1 の定めに従わらず減免等の措置をすることができる。

To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

2 第 8 条 世帯主は、減免等の申請月から適用終了月における毎月分の収入額確定報告書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

Head of household / From

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household. Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

3 2 市長は、前項の収入額確定報告を受けたときは、検認を行うものとする。

To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

4 第 9 条 市長は、第 6 条による申請を承認したときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・微収納予

National Health Insurance / Partial

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

5 第 10 条 市長は、減免等を承認したときは、世帯主に対し、国民健康保険一部負担金減額・免除・微収納予

National Health Insurance / Head of household / Partial

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household.

6 2 証明書の交付を受けた当該世帯が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」）

[2 証明書の交付を受けた当該世帯が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」）]

To do/perform

7 第 11 条 市長は、減免の決定を受けた当該世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその承認を変更又は取り消しをし、減免によりその支払いを免れた額の一部又は全部を世帯主に返還させることとする。

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

8 は、直ちにその承認を変更又は取り消しをし、減免によりその支払いを免れた額の一部又は全部を世帯主に返還させることとする。

Change / Partial

Check this box if you are making changes to existing information. Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

9 (1) 資力の回復その他事情等の変化により、当該決定をすることが不適当であると認められたときは、直ちにその承認を変更又は取り消しをし、減免によりその支払いを免れた額の一部又は全部を世帯主に返還させることとする。

Other / To do/perform

Use this section for any additional information not covered in other fields. This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

10 2 市長は、微収納予の決定を受けた当該世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその承認を変更又は取り消しをし、減免によりその支払いを免れた額の一部又は全部を世帯主に返還させることとする。

To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling



セクション 1 — Section 1 (continued)

● が基準生活費以下の場合は、別表1の定めに従わらず減免等の措置をすることができる。

(減免等の決定通知)

- 第8条 市長は、減免等の申請月から適用終了月における毎月分の収入額確定報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の収入額確定報告を受けたときは、検認を行うものとする。

(証明書の交付)

- 第10条 市長は、減免等を承認したときは、世帯主に対し、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書（様式第11号）を、承認しないときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書（様式第12号）により、世帯主に通知しなければならない。
- 第11条 市長は、減免の決定を受けた当該世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその承認を変更又は取り消しをし、減免によりその支払いを免れた額の一部又は全部を世帯主に返還させるものとする。
 - (1) 資力の回復その他事情等の変化により、当該決定をすることが不適当であると認められるとき、又は決定内容に変更が生じたとき。
 - (2) 虐待の申請その他不正行為があったとき。
 - (3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき、又は世帯変更したとき。
- 2 市長は、徴収猶予の決定を受けた当該世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を変更又は取り消しをし、当該一部負担金の全部又は一部を一時に徴収するものとする。
 - (1) 徴収猶予を受けた者の資力等の変化により、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。
 - (2) 一部負担金の納入を本当にあわとうとする行為があつたと認められたとき。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力等の変化により、徴収猶予を行う必要がなくなったと認め

[(1) 徴収猶予を受けた者の資力等の変化により、徴収猶予を行う必要がなくなったと認め]

11

られるとき又は決定内容に変更が生じたとき。 Change

Check this box if you are making changes to existing information

12

セクション 1 — Section 1

① (備考欄)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

② 附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

③ 附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

1 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

[第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。]

2 附 則 [附 則]

3 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。 To do/perform / From

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling Used to indicate the starting point (previous address, etc.)



セクション 1 — Section 1 (Part 1/2)

区分	事由	認定基準	適用要件	適用期間
減額・	<p>第3条 第1号に該当する場合</p> <p>震災、風水害、火災、その他これらに類する災害等により死亡、若しくは重度の障害者となり、又は重大な損害を受けたとき</p> <p>第3条 第2号に該当する場合</p> <p>干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき</p>	<p>平均見込収入月額が基準生活費の115.5%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である世帯</p> <p>平均見込収入月額が基準生活費の115.5%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である</p>	<p>死亡、若しくは重度の障害者となつた、又は家屋及び家財又はその他の資産の損害割合が50%以上の場合</p> <p>当該世帯員の合算収入額について、起因月前概ね3か月の平均実績収入月額と申請月以後3か月の平均見込</p>	<p>申請した日の属する月から3か月の間の一部負担金について適用する</p> <p>申請した日の属する月から3か月の間の一部負担金について適用する</p>

1 区分 [区分]

2 事由 [事由]

3 認定基準 [認定基準]

4 適用期間 [適用期間]

5 震災、風水害、火災平均見込収入月額死亡、若しくは重申請した日の属す
[震災、風水害、火災平均見込収入月額死亡、若しくは重申請した日の属す]

6 災、その他これらが基準生活費の度の障害者となる月から3か月の Other / From

Use this section for any additional information not covered in other fields Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

7 より死亡、若しくり、かつ、預貯金家財又はその他のついて適用する Other / To do/perform

Use this section for any additional information not covered in other fields This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

8 は重度の障害者とが基準生活費の3資産の損害割合が [は重度の障害者とが基準生活費の3資産の損害割合が]

9 なり、又は重大なか月分以下である50%以上の場合 [なり、又は重大なか月分以下である50%以上の場合]

10 損害を受けたとき 世帯 [損害を受けたとき 世帯]

11 干ばつ、冷害、凍平均見込収入月額当該世帯員の合算申請した日の属す
[干ばつ、冷害、凍平均見込収入月額当該世帯員の合算申請した日の属す]

12 霜害等による農作が基準生活費の収入額について、る月から3か月の From

Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

13 その他これらに類り、かつ、預貯金月の平均実績収入ついて適用する Other / To do/perform

Use this section for any additional information not covered in other fields This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

14 する理由により収が基準生活費の3月額と申請月以後 To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

15 入が減少したとき か月分以下である 3か月の平均見込 [入が減少したとき か月分以下である 3か月の平均見込]



セクション 1 — Section 1 (Part 2/2)

免 除	ハが減少しにとさ か万円以下である 世帯	平均見込収入月額とを比較 し、その減少割合 が 50%以上の場 合	
	第3条 第3号 事業又は業務の休 廢止、失業等によ る	平均見込収入月額 が基準生活費の	当該世帯員の合算 収入額について、 申請した日の属す る月から3か月の

1 収入月額とを比較 [収入月額とを比較]

2 し、その減少割合 [し、その減少割合]

3 が50%以上の場 [が50%以上の場]

4 事業又は業務の休平均見込収入月額当該世帯員の合算申請した日の属す
[事業又は業務の休平均見込収入月額当該世帯員の合算申請した日の属す]

5 廃止、失業等による基準生活費の収入額について、る月から3か月の From
Used to indicate the starting point (previous address, etc.)



セクション 2 — Section 2 (Part 1/2)

外 部	第3条 第3号 に該当す る場合	事業又は業務の休 廃止、失業等によ り収入が著しく減 少したとき	平均見込収入月額 が基準生活費の 115.5%以内であ り、かつ、預貯金 が基準生活費の3 か月分以下である 世帯	当該世帯員の合算 収入額について、 起因月前概ね3か 月の平均実績収入 月額と申請月以後 3か月の平均見込 収入月額とを比較 し、その減少割合 が50%以上の場 合	申請した日の属す る月から3か月の 間の一部負担金に ついて適用する
	第3条第1号 から第3号の 徴収猶予に該 当する場合	上記事由のいづれ かの理由に該当す るとき	平均見込収入月額 が基準生活費の 115.5%を超えて 130%以内であり、	上記適用要件のい づれかに該当する とき	申請した日の属す る月から3か月の 間の一部負担金に ついて適用する

1 事業又は業務の休平均見込収入月額当該世帯員の合算申請した日の属す

[事業又は業務の休平均見込収入月額当該世帯員の合算申請した日の属す]

2 廃止、失業等によが基準生活費の収入額について、る月から3か月の From

Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

3 に該当すり収入が著しく減115.5%以内であ起因月前概ね3か間の一部負担金に Partial

Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

4 少したとき [少したとき]

5 り、かつ、預貯金月の平均実績収入について適用する To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

6 が基準生活費の3月額と申請月以後 [が基準生活費の3月額と申請月以後]

7 か月分以下である3か月の平均見込 [か月分以下である3か月の平均見込]

8 世帯 [世帯]

9 収入月額とを比較 [収入月額とを比較]

10 し、その減少割合 [し、その減少割合]

11 が50%以上の場 [が50%以上の場]

12 115.5%を超えとき [115.5%を超えとき]

13 間の一部負担金に Partial

Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

14 130%以内であり、 [130%以内であり、]

15 ついて適用する To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling



セクション 2 — Section 2 (Part 2/2)

二九の欄口	1 かつ、預貯金が基 2 (徴収猶予額を、 3 準生活費の3か月 4 適用から6か月以 5 分以下である世帯 6 内に千葉市へ返納	1 つづいて適用する 2 (徴収猶予額を、 3 適用から6か月以 4 内に千葉市へ返納
-------	--	--

- 1** かつ、預貯金が基 [かつ、預貯金が基]
- 2** (徴収猶予額を、 [(徴収猶予額を、]
- 3** 準生活費の3か月 [準生活費の3か月]
- 4** 適用から6か月以 From
Used to indicate the starting point (previous address, etc.)
- 5** 分以下である世帯 [分以下である世帯]

6 内に千葉市へ返納 Return/surrender
Used when returning official documents or cards (like residence cards, health insurance cards, etc.)



セクション 3 — Section 3

			① 分以下である世帯	② 内に千葉市へ返納する)	
--	--	--	------------	---------------	--

1 分以下である世帯 [分以下である世帯]

2 内に千葉市へ返納 Return/surrender
Used when returning official documents or cards (like residence cards, health insurance cards, etc.)



セクション 1 — Section 1 (Part 1/2)

<p>① 第二条第一項第一号の「国民健康保険及び医療機関に係る一部負担金及び保険料(税)の徴収猶予に該当する場合」</p>	<p>生保法第二条第一項第一号の「国民健康保険及び医療機関に係る一部負担金及び保険料(税)の徴収猶予の取扱いについて」(令和6年7月4日付け保国発0704第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に該当する者として決定したとき。</p>	<p>申請して口づけする月から3か月の間の一部負担金について適用する ② (徴収猶予額を、適用から12か月以内に千葉市へ返納する)</p>
---	---	---

注) 第3条第4号に該当の認定基準等は、この表に準ずるものとする。

別表2

⑦ 様式番号	⑧ 様式名	⑨ 摘要
⑩ 様式第1号	⑪ 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書	⑫ 申請書
⑬ 一ヶ月の口	⑭ 一部負担金減額・免除・徴収猶予に関する医	⑮ 保険医療機関(保険薬局)に

1 の徴収猶予における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料(税)る月から3か月の

Partial / From

Used when making changes to only some family members or partial updates to registration Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

2 該当する場合 の徴収猶予の取扱いについて」(令和6年7月4日付け保国間の一部負担金に

To do/perform / Partial

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

3 (徴収猶予額を、 [(徴収猶予額を、]

4 適用から12か月 From

Used to indicate the starting point (previous address, etc.)

5 以内に千葉市へ返 [以内に千葉市へ返]

6 納する) To do/perform

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling

7 様式番号 [様式番号]

8 様式名 [様式名]

9 摘要 [摘要]

10 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予 National Health Insurance / Partial

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

11 様式第1号 [様式第1号]

12 申請書 [申請書]

13 予申請書 [予申請書]

14 保険医療機関(保険薬局)に [保険医療機関(保険薬局)に]

15 一部負担金減額・免除・徴収猶予に関する医 To do/perform / Partial

This is typically part of a longer phrase on forms - look for the complete text before filling Used when making changes to only some family members or partial updates to registration



セクション 1 — Section 1 (Part 2/2)

① 様式第2号	一部負担金減額・免除・徴収猶予に関する医師等の意見書	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 休険医療機関(休険業者)にて おいて作成し、申請書の添付 書類として提出
⑤ 様式第3号	⑥ 収入状況申告書	⑦ 申請書に添付

- 1 様式第2号 [様式第2号]
 - 2 おいて作成し、申請書の添付 [おいて作成し、申請書の添付]
 - 3 師等の意見書 [師等の意見書]
 - 4 書類として提出 [書類として提出]
 - 5 様式第3号 [様式第3号]
 - 6 収入状況申告書 [収入状況申告書]
 - 7 申請書に添付 [申請書に添付]



セクション 2 — Section 2 (Part 1/2)

1 様式第 3 号	2 収入状況申告書	3 申請書に添付
6 様式第 4 号	7 給与証明書	4 申請時に給与明細がない場合に事業所（雇主）が証明
8 様式第 5 号	9 資産申告書	10 申請書に添付
11 様式第 6 号	12 家賃(地代・間代)証明書	13 申請書に添付
14 様式第 7 号	15 同意書	申請書に添付

1 様式第 3 号 [様式第 3 号]

2 収入状況申告書 [収入状況申告書]

3 申請書に添付 [申請書に添付]

4 申請時に給与明細がない場合 [申請時に給与明細がない場合]

5 様式第 4 号 [様式第 4 号]

6 給与証明書 [給与証明書]

7 合に事業所（雇主）が証明 [合に事業所（雇主）が証明]

8 様式第 5 号 [様式第 5 号]

9 資産申告書 [資産申告書]

10 申請書に添付 [申請書に添付]

11 様式第 6 号 [様式第 6 号]

12 家賃(地代・間代)証明書 [家賃(地代・間代)証明書]

13 申請書に添付 [申請書に添付]

14 様式第 7 号 [様式第 7 号]

15 同意書 [同意書]



セクション 2 — Section 2 (Part 2/2)

1 ② 様式第 7 号	同意書	1 申請書に添付
2 ③ 様式第 8 号	3 誓約書	4 (減額・免除) 申請書に添付
3 ④ 様式第 9 号	5 誓約書	6 (徴収猶予) 申請書に添付

1 申請書に添付 [申請書に添付]

2 様式第 8 号 [様式第 8 号]

3 誓約書 [誓約書]

4 (減額・免除) 申請書に添付 [(減額・免除) 申請書に添付]

5 様式第 9 号 [様式第 9 号]

6 誓約書 [誓約書]

7 (徴収猶予) 申請書に添付 [(徴収猶予) 申請書に添付]



セクション3 — Section 3 (Part 1/2)

1 様式第9号	2 誓約書	3 (徴収猶予) 申請書に添付
4 様式第10号	5 収入額確定報告書	6 承認後の収入実績額の報告
7 様式第11号	8 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書	9 承認決定した場合に世帯主へ通知
10 様式第12号	11 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書	12 不承認決定した場合に世帯主へ通知
13 様式第13号	14 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶	15 療養の給付を受ける際、保険

1 様式第9号 [様式第9号]

2 誓約書 [誓約書]

3 (徴収猶予) 申請書に添付 [(徴収猶予) 申請書に添付]

4 様式第10号 [様式第10号]

5 収入額確定報告書 [収入額確定報告書]

6 承認後の収入実績額の報告 [承認後の収入実績額の報告]

7 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶承認決定した場合に世帯主

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household.

National Health Insurance / Head of household / Partial

8 様式第11号 [様式第11号]

9 予承認決定通知書 [予承認決定通知書]

10 へ通知 [へ通知]

11 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶不承認決定した場合に世帯主

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

National Health Insurance / Partial

12 様式第12号 [様式第12号]

13 予不承認決定通知書 [予不承認決定通知書]

14 主へ通知 [主へ通知]

15 様式第13号 [様式第13号]



セクション 3 — Section 3 (Part 2/2)

様式第 13 号

①

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶

療養の給付を受ける際、保険

1

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶療養の給付を受ける際、保険 National Health Insurance / Partial

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Used when making changes to only some family members or partial updates to registration



Form p.6

セクション 1 — Section 1 (Part 1/2)

	予証明書	① 医療機関等に提示
③ 様式第 14 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	④ 世帯主への通知
⑤ 様式第 15 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	⑥ 保険医療機関等への通知
⑦ 様式第 16 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	⑧ 世帯主への通知
⑨ 様式第 17 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	⑩ 保険医療機関等への通知

別表 3

様式番号	様式名	専用公印

1 医療機関等に提示 [医療機関等に提示]

2 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予 [National Health Insurance / Partial]

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

3 様式第14号 [様式第14号]

4 世帯主への通知 Head of household

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household.

5 様式第15号 [様式第15号]

6 保険医療機関等への通知 [保険医療機関等への通知]

7 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予 [National Health Insurance / Partial]

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

8 様式第16号 [様式第16号]

9 世帯主への通知 Head of household

The primary person in a household for registration purposes. If you live alone, you are the head of household.

10 予取消通知書 [予取消通知書]

11 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予 [National Health Insurance / Partial]

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Used when making changes to only some family members or partial updates to registration

12 様式第17号 [様式第17号]

13 保険医療機関等への通知 [保険医療機関等への通知]

14 予取消通知書 [予取消通知書]

15 様式名 [様式名]



セクション 1 — Section 1 (Part 2/2)

様式番号	様 式 名	専用公印
様式第 11 号 ②	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書	区役所保険年金専用市長印
③ 様式第 12 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予	区役所保険年金専用市長

1 専用公印 Seal (inkan / hanko)

Personal seal stamp. Most ward offices accept a written signature for foreigners instead.

2 承認決定通知書 [承認決定通知書]

3 様式第12号 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予区役所保険年金専用市長
Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Select your pension type (National Pension, Employee Pension, etc.)



セクション 2 — Section 2

1 様式第 12 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書	区役所保険年金専用市長印	
2 様式第 13 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書	区役所保険年金専用市長印 3 検認専用市印	
3 様式第 14 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	区役所保険年金専用市長印	
4 様式第 15 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	区役所保険年金専用市長印	
5 様式第 16 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	区役所保険年金専用市長印	

様式第12号 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予区役所保険年金専用市長印

National Health Insurance / Pension / Partial

Japan's public health insurance for self-employed, unemployed, and those not covered by employer insurance. Enrollment is mandatory. Select your pension type (National Pension, Employee Pension, etc.)

証明書 [証明書]

検認専用市印 Seal (inkan / hanko)

Personal seal stamp. Most ward offices accept a written signature for foreigners instead.

変更通知書 Change

Check this box if you are making changes to existing information

変更通知書 Change

Check this box if you are making changes to existing information

取消通知書 [取消通知書]



セクション 3 — Section 3

様式第 17 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	区役所保険年金専用市長印
----------	----------------------------	--------------

1 取消通知書 [取消通知書]

2 取消通知書 [取消通知書]



COUNTER PHRASES

Point and show these to ward office staff

FINDING THE COUNTER

すみません、国民健康保険の窓口はどこですか？

Sumimasen, kokumin kenkō hoken no madoguchi wa doko desu ka?

Excuse me, where is the National Health Insurance counter?

ENROLLING

国民健康保険に加入したいのですが

Kokumin kenkō hoken ni kanyū shitai no desu ga

I would like to enroll in National Health Insurance

CANCELLING

国民健康保険をやめたいのですが

Kokumin kenkō hoken wo yametai no desu ga

I would like to cancel my National Health Insurance

SHOWING PROOF

資格喪失証明書を持っています

Shikaku sōshitsu shōmeisho wo motteimasu

I have my Certificate of Health Insurance Loss

ASKING ABOUT PREMIUMS

保険料はいくらですか

Hokenryō wa ikura desu ka?

How much is the insurance premium?

LEFT PREVIOUS JOB

会社を辞めたので、国保に切り替えたいです

Kaisha wo yameta node, kokuhō ni kirikae tai desu

I left my company and want to switch to National Health Insurance